

蒲郡市日中一時支援事業医療的ケア判定票

		医療的ケア	10	8	5	4	3	2	1
A	呼吸管理	呼吸器	日中使用している (サービス利用時に使用が必要)	夜間使用している	必要なときのみ使用している (サービス利用時に必要なことがある)		まれに使用することがある		半年以内に必要があると言われている
		気管切開 鼻・咽頭エアウェイ		気管切開をしている	鼻・咽頭エアウェイを使用している		半年以内に必要と言われている		1年以内に必要と言われている
		酸素吸入			1日6時間以上の酸素吸入が必要		状況によって酸素吸入が必要		
		吸引	気管内の吸引があり1時間に3回以上の吸引がある	気管内吸引があり1時間に1回以上の吸引がある			吸引が日に6回以上ある	必要に応じ吸引を行う	1年に2回以上使用することがある
		ネブライザー			ネブライザーを1日6回以上使用している		1日に3回以上ネブライザーを使用している		必要に応じ使用することがある
	食事機能	経管	IVHを常時必要とする	腸ろう・腸管栄養 (持続注入ポンプの使用の場合は+3)	経鼻胃管栄養 イロウ 十二指腸チューブの使用		水分のみの補充の為にチューブを使用	体調の悪いときなど必要に応じ使用することがある	半年以内に必要があると言われている
	排泄	導尿			定期的な導尿があり、すべてに介助を要する	自己導尿可能であるが、一部介助が必要	自己導尿可能であるが、準備、処理等に介助が必要		自己導尿があるがすべて自分で対応が可能
		人工肛門 摘便			サービス利用中に毎回摘便行為・人工肛門の処置が必要	サービス利用中に摘便行為、人工肛門の処置が必要なことがある		摘便がある	人工肛門があるが自分で対処が可能
	透析	透析 インスリン	利用時に透析管理が必要	透析を受けている		サービス利用中にインスリンの管理・全介助が必要	サービス利用時にはインスリンの管理は必要ないが状態の把握が必要		インスリンの自己管理に配慮が必要
B	発作	発作・過緊張			1日に3回以上の発作・過緊張がありサービス利用時臨時薬もしくは直接的な対応が必要	1日に1回以上の発作・過緊張があり気にかけて必要	1週間に1回以上の発作・過緊張があり気にかけて必要	1ヶ月に1回程度の発作・過緊張があり気にかけて必要	1年に1回以上大きな発作がある
	その他	骨折・変形・じょくそう			じょくそうがあり処置が必要または1年に2回以上じょくそうができ処置が必要	変形・側弯が強く、垂脱臼などがあり常時骨折の危険がある	じょくそうが出来やすく1日に6回以上体位交換の必要がある	変形・側弯が強く、垂脱臼などがあり配慮が必要	一部変形・側弯があり配慮が必要
		食事の全介助			誤嚥の危険が強く食事形態を配慮した全介助が必要		経口摂取に全介助が必要		一部介助で摂取できるが誤嚥の危険があるため配慮が必要
		年齢による配慮						6歳未満である	6歳以上18歳未満